

贈与税の納税猶予に関する適格者証明書

証 明 願

令和 年 月 日

鳴門市農業委員会会長 殿

農地等の受贈者氏名

下記の事実に基づき、贈与者及び私が租税特別措置法施行令第40条の6第1項（各号列記の部分を除く。）及び第6項各号に該当することを証明願います。

なお、贈与者は租税特別措置法施行令第40条の6第1項各号に該当する事実はありません。

1. 農地等の贈与者

住所				氏名		職業	
農業を 営んで いた期 間	年 自 年 月 至 年 月			贈与者が 農業経営 者でない 場合	農業経営者の氏名		
						農業経営者と贈与者 との同居・別居の別	同居・別居

2. 農地等の受贈者

住所				氏名		職業					
生年 月日	平成 昭和	年 月 日	贈与者 と の 続 柄		贈与時における贈与 者との同居・別居の別	同居・別居					
農業に従 事してい た期間	農業関係学校の在学期間 年 (学校 科 昭和・平成 年卒業) 農業の専従・兼従期間 (自 年 至 年 月 日)										
農地等の贈与を 受けた年月日	年 月 日 (農地法の許可年月日)			年 月 日							
特例の適用を受けよ うとする農地等の明 細	別表のとおり		左の農地等による農 業経営の開始年月日			年 月 日					
効率的かつ安定的な農業経営の基準											
身体の障害等の有無				有・無							
その他参考事項											

上記の証明願のとおり、農地等の贈与者及び受贈者は、租税特別措置法施行令第40条の6第1項（各号列記の部分を除く。）及び第6項各号に該当することを証明する。

令和 年 月 日

鳴門市農業委員会会長

印

別 表

特 例 適 用 農 地 等 の 明 細 書

贈与税の納税猶予の特例の適用を受ける者	住所	※3年毎の継続届出書の整理欄				
	氏名	1回目 ・・・	2回目 ・・・	3回目 ・・・	4回目 ・・・	
農地等の贈与を受けた年月日		年 月 日 ・・・	5回目 ・・・	6回目 ・・・	7回目 ・・・	8回目 ・・・
特 例 適 用 農 地 等 の 明 細						
番号	田、畠、採草放牧地又は準農地の別	登記簿上の地目	所 在 場 所	市街化区域内外の別	面積(m ²)	※譲渡又は買取りの申出等についての整理欄
1				内・外		
2				内・外		
3				内・外		
4				内・外		
5				内・外		
6				内・外		
7				内・外		
8				内・外		
9				内・外		
10				内・外		
11				内・外		
12				内・外		
13				内・外		
14				内・外		
15				内・外		
16				内・外		
17				内・外		
18				内・外		
19				内・外		
20				内・外		
合 計						

贈与税の納税猶予に関する適格者証明書 添付書類チェック表

書類	チェック者	申請者	農業委員会
贈与税の納税猶予に関する適格者証明書 <u>2部</u>			
戸籍謄本(贈与者及び受贈者が確認ができるもの)			
全部事項証明書(該当の土地全筆)		/	
公図(該当の土地全筆)			
位置図(該当の土地全筆)			
現地写真(該当の土地全筆)			
農業委員会申請関係書類確認書			
贈与者・受贈者農家台帳		/	

【※重要※】贈与者の要件

- 1 農地等を贈与した日まで引き続き3年以上農業を営んでいる個人であること

【※重要※】後継者の要件

- 1 贈与者の推定相続人であること

- 2 次の要件の全てに該当していること

- ① 農地等を取得した日の年齢が18歳以上であること

- ② 農地等を取得した日まで引き続き3年以上農業に従事していたこと

- ③ 農地等を取得した日以後、速やかに農業経営を行うこと

- ④ 農業委員会の証明時に**担い手**(※)になっていること
(※)担い手とは、①認定農業者、②認定新規就農者、③基本構想水準到達者のいずれかの者のことです。

※書類提出の締切り日は毎月10日です。10日が休日の場合は、休日前が締切り日となります。

※12月のみ締切り日が11月末になります。御注意ください。

※証明書類などは原本が必要です(原本還付可能)。